

1965年3月29日(第3回目)

1. 講議並びに散会時刻(午前11時~午後7時25分)

2. 応招議員出席のとおりである。

| | | | | | | |
|-----|----|-----|-----|----|----|-----|
| 1番 | 天久 | 豪太郎 | 2番 | 比 | 穂定 | 亮信 |
| 3番 | 天久 | 雄 | 4番 | 安次 | 盛 | 果正弘 |
| 5番 | 石川 | 大 | 6番 | 仲村 | 泰英 | 昇永 |
| 7番 | 福島 | 辰 | 8番 | 石田 | 英正 | 行助 |
| 9番 | 安里 | 正安 | 10番 | 吉川 | 喜 | 光 |
| 11番 | 石川 | 繁得 | 12番 | 大仲 | 敏幸 | |
| 13番 | 伊佐 | 城真 | 14番 | 官里 | 盛 | |
| 15番 | 宮佐 | 昌 | 16番 | 中里 | | |
| 17番 | 伊佐 | 貞寿 | 18番 | 仲村 | | |
| 19番 | 武島 | 行男 | 20番 | | | |
| 21番 | 古波 | 清次郎 | | | | |

3. 不応招議員はなし

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

| | | | | | | | | |
|------|----|----|------|----|----|-----|----|----|
| 市長 | 仲村 | 齊勝 | 助役 | 呉屋 | 真徳 | 収入役 | 沢山 | 安一 |
| 総務課長 | 松川 | 正義 | 住民課長 | 仲村 | 春信 | | | |
| 民政課長 | 当山 | 全喜 | 財政課長 | 奥里 | 将俊 | | | |
| 経済課長 | 伊佐 | 友誠 | 建設課長 | 島袋 | 昌兼 | | | |
| 水道課長 | 国吉 | 真義 | 消防団長 | 大城 | 仁幸 | | | |

7. 議会運営局職員の出席者は次のとおりである。

事務局長 宮城 光耀 繁鉄 島袋 真由 知念 哲光

1965年3月29日(第3回目)

1. 開議並びに散会時刻(午前11時~午後7時25分)

2. 応招議員は次のとおりである。

| | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|---|
| 1番 | 天 | 久 | 豪 | 比 | 定 | 亮 |
| 3番 | 天 | 久 | 太 | 富 | 盛 | 信 |
| 5番 | 石 | 川 | 郎 | 村 | 春 | 果 |
| 7番 | 福 | 嶺 | 雄 | 田 | 英 | 正 |
| 9番 | 安 | 里 | 六 | 吉 | 正 | 弘 |
| 11番 | 石 | 川 | 康 | 川 | 喜 | 昇 |
| 13番 | 伊 | 佐 | 明 | 村 | 敏 | 永 |
| 15番 | 宮 | 城 | 繁 | 里 | 率 | 行 |
| 17番 | 伊 | 佐 | 得 | 里 | 盛 | 助 |
| 19番 | 武 | 島 | 昌 | 村 | 幸 | 光 |
| 21番 | 古 | 波 | 島 | 中 | | |
| | | 藏 | 行 | 仲 | | |
| | | 清 | 郎 | | | |
| | | 次 | | | | |

3. 不応招議員はなし

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

| | | | | | | | | |
|------|----|----|----|------|----|-----|----|----|
| 市長 | 仲村 | 泰勝 | 助役 | 呉屋 | 真徳 | 収入役 | 沢し | 安一 |
| 総務課長 | 松川 | 正義 | | 住民課長 | 仲村 | 春信 | | |
| 民政課長 | 当山 | 全喜 | | 財政課長 | 奥里 | 裕俊 | | |
| 経済課長 | 伊佐 | 友誠 | | 建設課長 | 島袋 | 昌兼 | | |
| 水道課長 | 国吉 | 真義 | | 消防団長 | 大城 | 仁幸 | | |

7. 議会事務局職員の出席者は次のとおりである。

事務局長 宮城光雄 書記 島袋真由 知念善光

8. 資料書類は次のとおりである。

○ 資料第1. 商工観光課と地方議会について。(議會第1号)

○ 資料第2. 議案第1号宜野湾市、中城村及び北中城村合併
○ 計画地圖と促進協議会規約について

○ 資料第3. 議案第6号、1964年度宜野湾市才入才出賛
算認定について

○ 資料第4. 議案第7号、1964年度宜野湾市上水道特別
会計才入才出賛算認定について

○ 資料第5. 諸議案第1号、特定公益事業に係る用廻充取等
に関する課税特別措置早期立派方議論試験につ
いて。

○ 資料第6. 議會第2号、沖縄外地ひきあげ者協会宜野湾支
部への補助金交付方議情について。

○ 資料第7. 議案第8号、1965年度宜野湾市才入才出過
加真正予算について

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 商工観光課設置方処情について（処情第1号）

日程第2. 議案第1号宜野湾市・中城村及び北中城村合併促進協議会規約について

日程第3. 議案第6号、1964年度宜野湾市才入才出決算認定について

日程第4. 議案第7号、1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定について

日程第5. 決議案第1号、特定公益事業に伴う用地売取等に関する課税特別措置早期立法方願請決議について。

日程第6. 処情第2号、沖縄外地ひきあげ者協会宜野湾支部への補助金交付方処情について。

日程第7. 議案第8号、1965年度宜野湾市才入才出追加更正予算について

議長～出席者 16名であります。市町村自治法の第 53 条の規定により議会は成立致しておりますのでこれより本日の会議を開きます。（午前 11 時）

議長～暫休憩致します。（午前 11 時 01 分）

議長～再開致します。（午前 11 時 02 分）

経工委員長さんもお見えになつておりますので早速本日の議題に移ります。日程第 1、陳情第 1 号、商工録及光譜設置方陳情については経工委員会の方に付託してありましたので一応経工委員長の報告を求めます。その前に報告書が参つておりますので報告書を車路局長を通じて朗読をしめます。

議長～経工委員長の報告を申し上げます。内容については只今車路局の方から朗読した通りでございます。尙別紙資料の方にその理由についても申し上げてありますので外にここで御報告することはございません。後は質問にお答えすることに致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

4 番～商工録光譜を早急に設置すべきだと云う決定がなされておりますが現在の役所機構の改革をも関連するかと思つておりますが、どの程度現在の ~~現~~ 機構が ~~現~~ 改革されて、そして新しく設置される所の録光譜がいつ設置されるか、その辺の見通しについてお話し合いになつ無事があればご説明願います。

経工委員長～付帶意見の方に何してあります様に次年度からそれをやつてもらいたいと云うことを強く要望してございます。

4 番～只付帶意見の要望じやなくして市当局に対する程度市当局の意向がキヤウチ由來たかどうか、或は本市としていつ頃その設置の見通が出来るかどうか、その点についてお

議長～出席員6名であります。市町村自治法の第53条の規定により議会は成立致しておりますのでこれより本日の会議を開きます。(午前11時)

議長～暫休憩致します。(午前11時01分)

議長～再開致します。(午前11時02分)

経工委員長さんもおみえになつておりますので早速本日の議題に移ります。日程第1、陳情第1号 商工委員観光課設置方陳情については経工委員会の方に付託してありましたので一応経工委員長の報告を求めます。その前に報告書が参つておりますので報告書を事務局長を通じて朗読せしめます。

議長～経工委員長の報告を申し上げます。内容については只今事務局の方から朗読した通りでございます。尙別紙資料の方にその理由についても申し上げてありますので外にここで御報告することはございません。後は質問にお答えすることに致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

4番～商工委員観光課を早急に設置すべきだとう決議がなされておりますが現在の役所機構の改革とも関連するかと思つておりますが、どの程度現在の現機構が一改革されて、そして新しく設置される所の観光課がいつ設置されるか、その辺の見透しについてお話し合いになつた事があればご説明願います。

経工委員長～付帶意見の方に何してあります様に次年度からそれをやつてもらいたいと云うことを強く要望してございます。

4番～只付帶意見の要望じやなくして市当局に対してどの程度市当局の意向がキヤツチ山来たかどうか、或は本市としていつ頃その設置の見通が出来るかどうか、その点についてお

伺いします。

職長～暫休憩致します。(午前11時10分)

職長～再開致します。(午前11時11分)

経工委員長～この件については、時期尚早な問題については確約はございません、当局のいわゆる予算とも関連する問題でありますので極力そういうふうに努力すると云う程度までの話、し合いでございます、

4番～市長にお伺いしたいと思います、只今の質問に関連しまして既に次年度の事業計画その他の計画に着手しつつある段階にあるんじやないかと思つておりますが、この問題についてどの程度進められているかどうか、既努力するんだと云う様な只今の委員長からの答弁でございましたが、次年度において新しい観光課が実現するかどうか、それについて市長の見通しをお伺いします、

市長～只今委員長さんからのお話にもありました様にこの仕事をやるにはどうしても予算を伴うそれから役所の機構の改革にも牽りますので、これからと云う所でありますてまだそれの準備にはかかつておりません、今各課に対する予算の資料を準備して集めつつある所であります、

4番～新年度においては実現するかどうか、その辺の所はお答え出来ませんか、

市長～まだです、

4番～じゃ、委員長にお伺い致します、添付書類として資料がございますが、この商工観光に関する事業、これは事務分たんになりますか、

経工委員長～例えばこういうふうな事がなされなければならないん

伺いします。

議長～暫休憩致します。(午前11時10分)

議長～再開致します。(午前11時11分)

経工委員長～この件については、時期的な問題については確約はございません。当局のいわゆる予算とも関連する問題でありますので極力そういうふうに努力すると云う程度までの話し合いでございます。

4番～市長にお伺いしたいと思います。只今の質問に関連しまして既に次年度の事業計画その他の計画に着手しつつある段階にあるんじやないかと思つておりますが、この問題についてどの程度進められているかどうか、最も努力するんだと云う様な只今の委員長からの答弁でございましたが、次年度において新しい観光課が実現するかどうか、それについて市長の見通しをお伺いします。

市長～只今委員長さんからのお話にもありました様にこの仕事をやるにはどうしても予算を伴うそれから役所の機構の改革にも繋りますので、これからと云う所でありますまだそれの準備にはかかつておりません。今各課に対する予算の資料を準備して集めつつある所であります。

4番～新年度においては実現するかどうか、その辺の所はお答え出来ませんか。

市長～まだです。

4番～じゃ、委員長にお伺い致します。添付書類として資料がございますが、この商工観光に関する事業、これは事務分たんになりますか。

経工委員長～例えばこういうふうな事がなされなければならないん

376

だと云ふふうな事でございます。商工総光謙そのものが出来た場合ですね、こういうふうな仕事があるんだと云ふ意味でございます、それは外にもさがせば或はありうるかも知れませんけれども、大まかにこういつたものが重大な問題としてあるんだと云ふことを列挙してございます。

4番～新しい課が設置されなくても現在の機構の中で当然その資料に基づく事務分担はこの事項につきましては当然なすべきでありますか、現在これについてどの程度市がやっているかどうか、例えば最初にかけたあります所の商工信用組合の指導育成と云ふことになつておりますが、まだ結成もされておりませんし、この組合が結成させるために色々の様に工作がなされて来たか、その辺についてお伺いしたいと思いますが、

経工委員長～詳しい事についてはよく存じておりませんけれども、現状々本市の場合、只係が工人おりますのでそういう方面において非常に事欠いておると云ふことを取り上げまして審査の結果の理由として書いてある通りでございます、

16番～こういうふうに陳情者の趣旨を申しますか、そういうふうな意味で審査の過程におきまして、商工会頭さんが何か不在であつたのか、お招きしてない様に感じておりますが、事務局長だけお招きしておつた様でございますけれども、この点どういつを理由でお招きしなかつたのか、もう一つこれだけの資料が出ておりますか、今までに現在の機構の中で市当局がどの程度これを実行されておるかどうか、それと商工会自体からも当局へ対して陳情があつたと思ひますけれどもそれに対するご見解をお願い致します。

経工委員長～商工業者からの代表者を呼ばなかつたかと云ふことでございますけれども、その本課を設置すること自体、その内審においても既にその陳情書の中に充分に盛られておる後は執行当局の問題だと云ふふうな見解からでございます、理由に今までどの程度やつておるかということは私

だと云うふうな事でございます。商工観光課そのものが出来た場合ですね。こういうふうな仕事があるんだと云う意味でございます。それは外にもさがせば或はありうるかも知れませんけれども、大まかにこういつたものが重大な問題としてあるんだと云うことを列举してございます。

4 番～新しい課が設置されなくても現在の機構の中で当然その資料に基づく事務分担或はこの事項につきましては当然なすべきでありますか。現在これについてどの程度市がやつているかどうか。例えば最初にかかげてあります所の商工信用組合の指導育成と云うことになつておりますが、まだ結成もされておりませんし、この組合が結成させるためにぜどの様に工作がなされて来たか。その辺についてお伺いしたいと思いますが。

経工委員長～詳しい事についてはよく存じておりませんけれども、現状の本市の場合、只係が1人おりますのでそういう面において非常に事欠いておると云うことを取り上げまして審査の結果の理由として書いてある通りでございます。

16番～こういうふうに陳情者の趣旨を申しますか。そういうふうに意昧で審査の過程におきまして、商工会頭さんが何か不在であつたのか、お招きしてない様に感じておられますか。事務局長だけお招きしておつた様でございますけれども、この点どういつた理由でお招きしなかつたのか。もう一つこれだけの資料が出ておりますか。現在までに現在の機構の中で市当局がどの程度これを実行されておるかどうか。それと商工会自体からも当局へ対して陳情があつたと思いますけれどもそれに対する見解をお願い致します。

経工委員長～商工業者からの代表者を呼ばなかつたかと云うことでございますけれども、その本課を設置すること自体、その内容においても既にその陳情書の中に充分に盛られておるゝ後は執行当局の問題だと云うふうな見解からでございます。理由に現在までの程度やつておるかということは私

から申すまでもなく皆様方よく御存知でございます。それはこの理由として審査の結果の理由の2番目にちゃんと明記してございます、3番目に当局の方にそういう一つの陳情が来ておるはずだと云うことでございますが、この問題については先程十分に市長さんから答弁があつたとこう思つております。

4番～委員会の方では必要性を認めて一応決定したという段階まで委員会の方はなつて居りますけれども当局としての今後の機構の改革と云つた面との関連性は聞いてないかどうか、さうするに付けてどうか、それ

議長～暫休憩致します。(午前11時20分) 休憩を取らせていただきます。

議長～再開致します。(午前11時32分)

4番～委員会の方では必要性を強調しております。現時点に聞いて果して当局が現段階において早急に必要であるかどうか、まだはつきりした確信が得られませんがそれについて委員会がどの程度当局が積極的にその必要性を認めているかどうか、その点にご回答を出来たらお願ひ致します。

経工委員長～只今の質問は非常に微妙な問題だと感ります。先程市長の説明もありましたじつは天久豪太郎議長からの補足説明もありましたが、その受け取り方はそれは個々によつて違うと感ずるので、その点はどうだと云うあうなはつきりした程は窓から申し上げられません。この個々の取り方の問題だと感ります、意欲の問題は、

4番～現時点において早急に必要性を感じておられるにしても早急にこの問題は解決しなければならないと云つた様な市当局は考え方立つておられるかどうか、それについて

市長～繰り返して申し上げますが、業者の方々や委員会の意向に

から申すまでもなく皆様方よく御存知でございます。それはこの理由として審査の結果の理由の2番目にちゃんと明記してございます。3番目に当局の方にそういうつた陳情が来ておるはずだがと云うことでございますが、この問題について市長さんから答弁があつたとこう思つております。

16番～機関にこれだけ出た以上は、この必要性を認めて一応決意したという段階まで委員会の方はなつて居りますけれども当局としての今後の機構の改革と云つた面との関連性は聞いてないかどうか。

議長～暫休憩致します。(午前11時20分)

議長～再開致します。(午前11時32分)

4番～委員会の方では必要性を強調しておりますが、現時点において果して当局が現段階において早急に必要であるかどうか。まだはつきりした確信が得られませんがそれについて委員会がどの程度当局が積極的にその必要性を認めているかどうか。その点にご答弁出来たらお願ひ致します。

経工委員長～只今の質問は非常に微妙な問題だと思ひます。先程市長の説明もありましたし、大久豪太郎議員からの補足説明もありましたが、その受け取り方はこれは個々によつて違うと思いますので、その点はどうだと云ふうなはつきりした何は私から申し上げられません。その個々の取り方の問題だと思います。意欲の問題は。

4番～現時点において早急に必要性を感じておられると、どうしても早急にこの問題は解決しなければならないと云つた様な市当局は考え方立つておられるかどうか。それについて。

市長～繰り返して申し上げますが、業者の方々や委員会の意向に

276

対してはどうしてもこれに応える様に努力しなければならないとは思いますが、先きから予算の問題があり機構の改善の問題があり議論めますのでこれを早急にすぐ措置すると云うことは今の所無理じゃないかとう思うのであります。

8番～委員長報告によりますと、商工観光課の設置は大変必要であると云うことで次年度には設置する様なお考えであります。けれども問題はこれは商工課を設置することによつてこの地域の商工業者の発展と云うことは当然期せられる課ではありますか、しかしこの課そのものを設置することによつて発展するかと云うことは、これは非常に疑問だと思つております、先ず問題は入選であるだろうと思ひます。その有能な商工観光課のいわゆる指導者を申しましようか。そういう人が実際に得られるならば、これは適切な問題ではあるかと思うんだが、こういつた面十分为検討されての次年度というふうにしたんでしょうか。

経工委員長～おつしやる通り確かでござります。機構は出来てもそれに伴なえないので人材がそこにそろわないと云つた場合はなる程所期の目的は達成するゝとは出来ないであります。しかしながらのこと人選の問題まで我々が云々と云うことば、これは極限外だとこう云うふうに考えます。

8番～結局云わんとする所は委員会がこの問題を審査するに当たりまして当局へのその人選のある程度の設置しようと云う意欲があるならば、それに関連する所の人材と云うものもある程度の見当はつけてはいいかどうかと云うことを私は疑間に思つて質問する所であります。

経工委員長～先ず一応機構が出来て、そしてしかもべき人材をあてると云うのが順序だとう思います。いわゆる人材はあつての機構じやないと云うことでござります。先ずそういうことが出来た場合と云う仮定でもつて、いわゆる人間を云

対してはどうしてもこれに応える様に努力しなければならぬ
ないとは思いますが、先きから予算の問題があり機構の改
善の問題があり躊躇りますのでこれを早急にすぐ措置する
と云うことは今の所無理じやないかとこう思うのであります。

8番～委員長報告によりますと、商工観光課の設置は大変必要で
あると云うことて次年度には設置する様なお考えであります。
けれども問題はこれは商工課を設置することによつて
この地域の商工業者の発展と云うことは当然期せられる説
ではありますか。しかしこの課そのものを設置することによつて
発展するかと云うことは、これは非常に疑問だと思つております。
先ず問題は入選であるだろうと思ひますか
その有能な商工観光課のいわゆる指導者と申しましようか
そういう人が実際に得られるならば、これは適切な問題
ではあるかと思うんだが、こういった面十分に検討されて
の次年度というふうにしたんでしょうか。

経工委員長～おつしやる通り確かにございます。機構は出来てもそ
れに伴なえないと云つた場合はなる程所期の目的は達成するゝとは出来ないであります
しかししながらのこと人選の問題まで我々が云々と云
うことは、これは権限外だとこう云ふうに考えます。

8番～結局云わんとする所は委員会がこの問題を審査するに当り
まして当局へのその入選のある程度の設置しようと云う意
欲があるならば、それに関連する所の人材と云うものもある
程度の見当はつけてはいかどうかと云うことを私は疑
間に思つて質問する説であります。

経工委員長～先ず一応機構が出来て、そしてしかるべき人材をあて
ると云うのが順序だとこう思います。いわゆる人材はあつ
ての機構じやないと云うことでござります。先ずそういう
ことが出来た場合と云う仮定でもつて、いわゆる人間を云

々と人材を云々と云うことは越権だとこういうふうに考え方

ます。

議長～質問もない様でありますので、委員長報告を終ることにござ
異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～ござ異議ございませんので委員長報告を終ることに致します

議長～本案に対する討論を求めます、

4番～結論から申し上げまして、委員会案に賛成であります。委員会報告の時に当局につつ込んで質問しましたが、この実現する時期については、確答を得られませんでしたか、しかしその必要性については充分伺えましたので次年度においては全商工業者の願望であります所のこの問題を早急に処理して、そして積極的な商工行政を推進して頂きます様にござ希望申し上げまして委員会案に賛成であります、

議長～その外にございませんか、なければ討論を打切りたいと思
いますがござ異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～ござ異議ございませんので討論を打切り表決に移ります、

議長～委員会案通り採択することに異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～ござ異議ございませんので委員会案通り採択することに決定。
致します、次は日程に従いまして日程第2議案第二号、宜
野湾市申城村及び北申城村合併促進協議会規約についてを上
程致します、

々と人材を云々と云うことは越権だとういうふうに考えます。

議長～質問もない様でありますので、委員長報告を終ることにござ異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～ござ異議ございませんので委員長報告を終ることに致します

議長～本案に対する討論を求めます。

4番～結論から申し上げまして、委員会案に賛成であります。委員会報告の時に当局につつ込んで質問しましたが、この実現する時期については、確答を得られませんでしたか、しかしその必要性については充分伺えましたので次年度においては全商工業者の願望であります所のこの問題を早急に処理して、そして積極的な商工行政を推進して頂きます様にござ希望申し上げまして委員会案に賛成であります。

議長～その外にございませんか。なければ討論を切りたいと思いますがござ異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～ござ異議ございませんので討論を切り表決に移ります。

議長～委員会案通り採択することに異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～ござ異議ございませんので委員会案通り採択することに決定致します。次は日程に従いまして日程第2議案第1号、吉野湾市中城村及び北中城村合併促進協議会規約についてを上程致します。

議長～暫休憩致します。(午前11時40分)

議長～再開致します。(午前11時41分)

日程の第2、前第3の議案第6号の64年度宜野湾市才入
才出決算認定について並びに64年度の宜野湾市上水道特別会計
別会計才入才出決算認定についてを財政委員会の方に付託
してありましたので一応委員長の報告を求めます、その前
に報告書が参つておりますので事務局長をして朗読せしめ
ます。

議長～財政委員長の報告を求めます。

財政委員長～去つた19日の本会議におきまして付託されました1
964年度宜野湾市才入才出決算認定及び上水道特別会計
才入才出決算認定に対しまして、致しました結果この報告
書にもある通りこれを本会議に返戻するというふうに決定
したのであります、この返戻する理由と致しましては、どの
の報告書の内訳にもあります通り普通審査の過程におきま
して、諸帳簿或はその他の資料を当局に要求致しましてそ
の資料に基づいて審査をしたのでありますが、その内現金
に関する調書がござりますか、この現金に関する調書とい
わゆる当時の63年度の12月1日現在における預金残高
におきまして、綿密に審査致しました所、その残高が一致
しなかつたと、この点は去つた23日から始まつたんであ
りますが、何故一致しなかつたかと云う点につきまして、
市長始め關係課長、色々出席を求めて、質疑答弁を要
求したんありますが、一向にこれがはがどらなかつたと
結局委員会に付託された日程も限られた日程もありま
して充分にこの64年度の本入才出の決算及び特別会計が完全
に審査出来なかつたと云う様な理由でこれを本会議に返戻
するという事になつた誤ざざいます、その他につきま
しては、付帯意見にもありますが、審査致しました所、財政
上の事務不備そういう點がじやつがんあつたのであります
が、こう云つた点を当肩はよりよき監査の御参考に完全に確立をはかるべき問題ではないかと云う様に委員会と

議長～暫休憩致します。(午前11時40分)

議長～再開致します。(午前11時41分)

日程の第2，尚第3の議案第6号の64年度宜野湾市才入
才出決算認定について並びに64年度の宜野湾市上水道特別会計
別会計才入才出決算認定についてを財政委員会の方に付託
してありましたので一応委員長の報告を求めます。その前
に報告書が参つておりますので事務局長をして朗説せしめ
ます。

議長～財政委員長の報告を求めます。

財政委員長～去つた19日の本会議におきまして付託されました1
964年度宜野湾市才入才出決算認定及び上水道特別会計
才入才出決算認定に対しまして、致しました結果この報告
書にもある通りこれを本会議に返戻するというふうに決定
したのであります。この返戻する理由と致しましては、この
の報告書の内容にもあります通り普通審査の過程におきま
して、諸帳簿或はその他の資料を当局に要求致しましてそ
の資料に基づいて審査をしたのですが、その内現金
に関する調査がござりますか、この現金に関する調書とい
わゆる当時の63年度の12月1日現在における預金残高
におきまして、緑簿に審査致しました所、その残高が一致
しなかつたと、この点は去つた23日から始まつたんであ
りますが、何故一致しなかつたかと云う点につきまして、
市長始め關係課長、色々出席を求めて、質疑答弁を要
求したんですが、一向にこれがはかどうかなかつたと
結局委員会に付託された日程も限られた日程もありまして
充分にこの64年度の本入才出の決算及び特別会計が完全
に審査出来なかつたと云う様な理由でこれを本会議に返戻
するという事になつた訳でございます。その他につきましては、付帯意見にもありますが、審査致しました所、財政
上の事務不備そういう點がじやつかんあつたのであります
が、こう云つた点を当局はよりよき能率の上が多様に完
全に確立をはかるべき問題ではないかと云う様に委員会と

してはこう意見を持つた次第でございます、その外皆さんからご質問がありましたら答弁は致しますけれども、こと決算内容につきましては、当局をして説明する質問が出て来るかも知れませんので左様で丁承お願いしたいと思つております。

議長～委員会報告に対する質疑を求めます。

15番～お尋ね致します。63年度12月1日現在における云々とありますけれども、それが生じた原因ですね、その説明をお願いします。

財政委員長～63年12月1日現在における残高が一致しなかつたとそれに關する生じた理由と云うご質問でございますが、委員会と致しましては、この方入面の不納欠損額が當ておみをやまなき委員会と致しましておなじく不納欠損額の内訳を終局 \$ 7,309.08 の不納欠損額が出ております。それで委員会と致しましては、この不納欠損額の内訳を当局へ資料その他の提出求めました所、今の不納欠損の \$7,309.08 の内訳が 1985 ドル 87 セントこれは63年度以前の微取不能額それから 1821 ドル 81 セントこれは随動にかかつた金額、それから 3,501 ドル 40 セントとさく誤による合計 \$7,309.08 と云ふように不納欠損額が生じております。それで委員会と致しましては、このサク誤の \$ 3,501.40 の内容を追究質問致しました所、結局前収入後から収入後代理者に引継かれたのがちょうど63年12月1日現在になつております、これは市町村の事務引継規則の第11条にうたわれております通り行政主席に報告する様になつております、この面を検討致しました所その12月1日現在における所の残とこの報告書による所、いわゆる行政主席に報告した所の現金に關する調書との額に差額が出たと、いわゆる一一致しなかつたと云う点で委員会と致しましては、この日程間審査したんですけどありますが、満足なこの相が出来なかつた様な次第でここに理由があつた様な訳であります。

してはこう意見を持つた次第でございます。その外皆さんからご質問がありましたら答弁は致しますけれども、こと決算内容につきましては、当局をして説明する箇所が出て来るかも知れませんので左様で了承お願いしたいと思つております。

議長～委員会報告に対する質疑を求める。

15番～お尋ね致します。63年度12月1日現在における云々とありますけれども、それが生じた原因ですね、それの説明をお願いします。

財政委員長～63年12月1日現在における残高が一致しなかつたとそれに関する生じた理由と云うご質問でございますが、委員会と致しましては、この才入面の不納欠損額が出でております。それで委員会と致しましては、この不納欠損額の内訳を当局 \$7,309.08 の不納欠損額が出ております。それで委員会と致しましては、この不納欠損額の内訳を当局へ資料その他を提出求めました所、今の不納欠損の \$7,309.08 の内訳が 1985 ドル 87 セントこれは 63 年度以前の微収不能額それから 1821 ドル 81 セントこれは時効にかかつた金額、それから 3,501 ドル 40 セントと云うふうに不納欠損額が生じております。それで委員会と致しましては、このサク誤の \$3,501.40 の内容を追究質問致しました所、結局前収入後から収入後代理者に引継かれたのがちょうど 63 年 12 月 1 日現在になつております。これは市町村の事務引継規則の第 11 条にうたわれております通り行政主席に報告する様になつております。この面を検討致しました所その 12 月 1 日現在における所の残とこの報告書による所、いわゆる行政主席に報告した所の現金に関する調査との額に差額が出たと、いわゆる一致しなかつたと云う点で委員会と致しましては、この日程間審査したんですが、満足なこの何が出なかつた様な次第でここに理由があつた様な訳であります。

380

15番～差額についていくらですか。一連の会議、それが何を述べたかお聞かせください。

財政委員長～当局からの資料によりますと現金に関する調書、その残額が\$27,375.53と、これは行政主席に報告された12月1日現在の金額であります、どうも失礼致しました。

63年12月1日現在の額は今申し上げました通りであります、その当時の現金残高がこれは預金通帳簿が6さつであります、この簿さつの集計を取つてみた所\$4,099.27

15番～結局その差額が23,276.26セントの差額が出たのであります

15番～この差額結局この差額が出ていた理由ですかね、これは一体どういうことになりますかね。

財政委員長～その前にこの差額が出来ましたと云ふように申し上げました所これは委員会活動は20日から始まつております、20日、21日、26日、27日、28日となつてあります、そのポイントに来て審査したのがちょうど23日であります、23日この差額が出来たと云々が審査してこれだけの差額が出来たと云うことは発見した訳です、それで24日、25日は休会しまして当局への資料収集、その他の調査すべき期間を与えた訳です、結局26日、27日に至つて審査を致しました所、27日までは充分な回答が得られなかつた、しかし日程はありますし、結局完全な全部の審査が出来ませんので打ち切る予定であつたんあります、結局27日の夕方この差額が漸く発見されたのであります、しかし、発見はされましたけれども、まだ完全な一致にはなつておりません、これが原因で、終了するまでにまた28日までかかる事になつたのであります。

15番～お尋ね致しますけれども、そこに當ておきますね、預金通帳簿微取締です、それ以外の資料を求められたことがありますから、二つある中でどちらかでござります。

財政委員長～資料は結局審査の過程におきましては、預金通帳と本入監理簿、滞納監理簿とそう云つた面を以つて審査をしたのであります。

15番～差額についてはいくらですか。

財政委員長～当局からの資料によりますと現金に関する調査、この残額が \$27,375.53 と、これは行政主席に報告された 12 月 1 日現在の金額であります。どうも失礼致しました。
63年12月1日現在の額は今申し上げました通りであります、その当時の現金残高がこれは預金通帳簿が 6 さつであります。この簿さつの集計を取つてみた所 \$4,099.27 結局その差額が 23,276.26 セントの差額が出たのであります

15番～この差額結局この差額が出ている理由ですかね。これは一体どういうことになりますかね。

財政委員長～その前にこの差額が出ましたと云ふうに申し上げました所これは委員会活動は 20 日から始まつております。20日、23日、26日、27日、28日となつておりますが、そのポイントに来て審査したのがちょうど 23 日であります。23 日この差額が出たと我々が審査してこれだけの差額が出たと云うことは発見した訳です。それで 24 日、25 日は休会しまして当局への資料収集、その他の調査すべき期間を与えた訳です。結局 26 日、27 日に至つて審査を致しました所、27 日までは充分な回答が得られなかつた。しかし日程はありますし、結局完全な全部の審査が出来ませんので打ち切る予定であつたんであります。しかし、発見はされましたけれども、まだ完全な一致にはなつております。

5 番～お尋ね致しますけれども、そこに出でておりますね。預金通帳税徴収簿ですか。それ以外の資料を求められたことがありますか。

財政委員長～資料は結局審査の過程におきましては、預金通帳とか才入整理簿、滞納整理簿とそう云つた面を以つて審査をしたのであります。

15番～数字的な問題になりますので直ぐには検討できませんのち
後でお伺いします。附帯意見の方に審査の過程で金せん
取扱並に帳簿不整ですか、云々がありますが、こういつ
た問題点は大部あるんですか。

財政委員長～じやふんある様にあります。

15番～具体的によろしけつたらお願ひします。

財政委員長～具体的に申しますと云うと、才入日計表あたりを見
ました場合に現金取入じやなくて小切手による所の取入
もあります、所がこの小切手取入の場合には、この摘要
欄或は備考等に小切手番号とか、発行先とかと云うもの
を書くべきではないかとその今回の様な審査にあたつた
場合にちりては常に難じた誤なんです、だからとういつた
面とか、その他色々その不納欠損額による所のあのさく
誤の問題、とういつた面からしましてもいわゆる63年
度以前の滞納額が入つた場合にはですね、これはもと会計
年度に当然入るべきものであるけれどもこれが入つて
なかつたと云う様なそう云つた様な事務面、当局のお聞
きしたなんですが、

15番～委員会としては日程がなくて、差額を生じたその理由を
どについて話されて審査は委員会自体としてはまだなき
されてない誤ですね。

財政委員長～いや、ほぼその差額の生じたと云うことは、ぎりぎ
りの日程つまり昨日までに漸くこれが発見発明した誤な
んですけど、これがもつと早くですね、差額がどういつた
差額が生たかと云う事が知り得たならばその限られ日程
においては、特別会計まで完全に清足すべき審査が出来
たんじやないかと思つております。

7番～今先の15番議員の質問に対し差額の \$23,000 のあれ
が出てることになつていますが、これに対して当局の

15番～数字的な問題になりますので直ぐには検討できませんの後でお伺いします。附帯意見の方に審査の過程で金せん取扱並に帳簿不整ですか、云々がありますが、こういつた問題点は大部あるんですか。

財政委員長～じやかんある様にあります。

15番～具体的によろしかつたらお願ひします。

財政委員長～具体的に申しますと云うと、才入日計表あたりを見ました場合に現金収入じやなくて小切手による所の収入もあります。所がこの小切手収入の場合には、この摘要欄或は備考等に小切手番号とか、発行先とかと云うものを書くべきではないかとその今回の様な審査にあたつた場合にちゅう切に感じた訳なんです。だからこういつた面とか、その他色々その不納欠損額による所のあのさく誤の問題、こういつた面からしましてもいわゆる63年度以前の滞納額が入つた場合にはですね、これは64会計年度に当然入るべきものであるけれどもこれが入つてなかつたと云う様なそう云つた様な事務面、当局のお聞きしたんですが、

15番～委員会としては日程がなくて、差額を生じたその理由などについては詰されて審査は委員会自体としてはまだなきされてない訳ですね。

財政委員長～いや、ほんとその差額の生じたと云うことは、ぎりぎりの日程つまり昨日までに漸くこれが発見究明した訳なんですが、これがもつと早くですね、差額がどういつた差額が出たかと云う事が知り得たならばその限られ日程においては、特別会計まで完全に満足すべき審査が出来たんじやないかと思つております。

7番～今先の15番議員の質問に対して差額の\$23,000のあれが出てることになつていますが、これに対して当局の

7 番～ 昨日あつたかと思ひますが、ご説明をお願いします。

財政委員長～ \$23,000 余り差額が出たと云うことは昨日の夕刻、ややこれに近い線が出たのであります。これはご参考に申し上げたいと思います。差額は 23,000 ドル余りであります。その開帳ました所 \$21,647.19 と云うものが発見出来ました。それでも当局尚差額におきましては、\$1,629.07 と云うのがござりますが、もう日程もなかつたのでこの線まではまだ審査が充分になされておりません。

7 番～ この差額の \$23,000 余りの差額とこの \$11,647.19 の差額はあの差額の内から出た誤ですか。

財政委員長～ そうです。\$23,000 余りの差額が出たんだが、つま

7 番～ これは何から出でるんですか。

財政委員長～ 結局委員会と致しましては、あくまでもこの取入履名簿による所の預金帳或はその保管された現金と照合した結果それだけの差額が出たと云う誤なんです。

7 番～ 結局現在の差額は \$2,000 位たりない誤ですか。

財政委員長～ \$1,629.07 副委員長が補足説明をするそろですからどうぞ。

5 番～ 只今委員長が説明をなされておりますが、\$1,629.07 はまだ不明であると云つた様な印象を受けます。しかしながら \$1,629.07 の結局現金として受け取つて清算されていることになつております。ですから \$23,000 余りの一張しなかつた差額全額が現在においては戻つてゐることになつております。その点補足説明加えておきます。

10 番～ この不足額は 12 月 1 日現在になつておるんですか。

明があつたかと思いますが、ご説明をお願いします。

財政委員長～\$23,000余り差額が出たと云うことは昨日の夕刻、ややこれに近い縁が出たのであります、これはご参考に申し上げたいと思います。差額は23,000ドル余りであります、その間調べました所 \$21,647,19と云うものが発見出来ました。それでも当局尙差額におきましては、\$1629,07と云うのがござりますが、もう日程もなかつたのでこの縁まではまだ審査が充分になされておりません。

7 番～この差額の\$23,000余りの差額とこの\$11,647,19の差額はあの差額の内から出た訳ですか。

財政委員長～そうです、\$23,000余りの差額が出たんだが。

7 番～これは何から出ておるんですか。

財政委員長～結局委員会と致しましては、あくまでもこの収入役名義による所の預金帳或はその保管された現金と照合した結果これだけの差額が出たと云う訳なんです。

7 番～結局現在の差額は\$2,000位たりない訳ですか。

財政委員長～\$1,629,07副委員長が補足説明をするそうですからどうぞ。

5 番～只今委員長が説明をなされておりますが、\$1,629,07はまだ不明であると云つた様な印象を受けます。しかしながら \$1,629,07の結局現金として受け取つて済ませていることになります。ですから\$23,000余りの一一致しなかつた差額全額が現在においては戻つていることになつております。その点補足説明加えておきます。

10番～この不足額は12月1日現在になつておるんですか。

財政委員長～いや、そうじやないです、これは結局 12月1日現在と云うことは前取入役から取入役を代行する者に対する引継いだ当時の額、所が 64年の1月16日におきましては完全に合つておると云うことになつております、結局 46日間ですか、その間においてのその差額であります。

議長～暫休憩をします。（午後零時05分）

議長～再開をします。（午後零時08分）

10番～監査員にお聞きしたいと思います、監査結果報告においてはほぼ良好と云う様な御意見がございましたが、委員会の方としては現金の一一致していない点が見出された様でございますが、月例監査を行なつておりますか、その点お伺いしたいと思います。

監査委員～お客様します、月例検査は現在実行しております。

10番～12月においては、どういう監査の結果は異状はなかつたですか。

14番～記録を取りよせますから記録によつて説明申上げます。

議長～暫休憩をします。（午後零時10分）

議長～再開をします。（午後零時18分）

委員会案に対する質疑もつきた様でありますので、質疑を終りたいと思いますが御異議ございませんか、（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議ございませんので質疑を終ります、委員長報告を終ります、委員会案通り返戻を承認することに御異議ございませんか、（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議ございませんので委員会案通り返戻を認めることに決定致します。

財政委員長～いや、そうじやないです。これは結局12月1日現在と云うことは前収入役から収入役を代行する者に対する引継いだ当時の額。所が64年の1月16日におきましては完全に合つておると云うことになつております。結局46日間ですか。その間においてのその差額あります。

議 長～暫休憩致します。(午後零時05分)

議 長～再開致します。(午後零時08分)

10番～監査員にお聞きしたいと願います。監査結果報告においてはほぼ良好と云う様な御意見がございましたが、委員会の方としては現金の一一致していない点が見出された様でございますが、月例監査を行なつておりますか。その点お願いしたいと思います。

監査委員～お答えします。月例検査は現在実行しております。

10番～12月においては、どういう監査の結果は異状はなかつたですか。

14番～記録を取りよせますから記録によつて説明申上げます。

議 長～暫休憩致します。(午後零時10分)

議 長～再開致します。(午後零時18分)

委員会案に対する質疑もつきた様でありますので、質疑を終りたいと思ひますが御異議ございませんか。

(英議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ございませんので質疑を終ります。委員長報告を終ります。

委員会案通り返戻を承認することに御異議ございませんか。(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ございませんので委員会案通り返戻を認めることに決定致します。

議長休憩（午後一時）
～再開（午後二時）

議長～本案に対する質疑を求めます。

4番～本案件につきましては、委員会に付託してありましたが審査する期間が限られておつた関係で一応本会議に返戻された。そして今本会議において質疑が行なわれておりますが、本案件を充分審査処理するために財政委員会に再付託したいと思っております。簡審査については閉会中に審査してもらつて、次の本会議に報告してもらう様にお願いいたします。

（賛成と呼ぶ）

議長～所定の賛成者がありましたので、只今の動議は成立いたしました。

お諮りいたします。本案を財政委員会に再付託することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので、本案は財政委員会に再付託することにいたします。

尚審査の方法といたしましては、閉会中も審査していただきまして、6月の定期会までに報告してもらう様にお願いします。

議長～暫休憩いたします。（午後1時29分）

議長～再開いたします。（午後2時35分）

議長～日程に従いまして次は議案第1号宜野湾市・中城村及び○北中城村合併促進協議会規約についてを上程いたします

議長～暫休憩いたします。（午後2時36分）

議長～再開いたします。（午後3時45分）

議長～休憩12分（午後2時～3時）

～午後3時（午後3時～5時）

議長～本案に対する質疑を求めます。

4番～本案件につきましては、委員会に付託してありましたが審査する期間が限られておつた関係で一応本会議に返戻された。そして今本会議において質疑が行なわれておりますが、本案件を充分審査処理するために財政委員会に再付託したいと思つております。尚審査については閉会中に審査してもらつて、次の本会議に報告してもらう様にお願いいたします。

（賛成と呼ぶ）

議長～所定の賛成者がおりましたので、只今の動議は成立いたしました。

お諮りいたします。本案を財政委員会に再付託することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので、本案は財政委員会に再付託することにいたします。

尚審査の方法といましましては、閉会中も審査していくだきまして、6月の定例会までに報告してもらう様にお願いします。

議長～暫休憩いたします。（午後1時29分）

議長～再開いたします。（午後2時35分）

議長～日程に従いまして次は議案第1号宜野湾市、中城村及び北中城村合併促進協議会規約についてを上程いたします

議長～暫休憩いたします。（午後2時36分）

議長～再開いたします。（午後3時45分）

議長～本案に対する質疑も大部つきた様でありますので、質疑を終結することに御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

1番～本案に対する賛成討論を行います。本市は2月9日付の第21回臨時会におきまして、合併推進の諮問が市長から出されておりましたが、この諮問に対しまして可として答申しております。本案に付きました前回の諮問と関連する事項であります。合併を実現するためには必ずその一過程として促進協議会を作る必要がございます。促進協議会を作つて双方の条件を充分にか味し、これを各自治体において是認した場合において始めて合併という問題が実現する訳でございます。よつて合併の実現を期すためにはどうしても必ずその過程として促進協議会を作ることの必要があるとこういうふうに考えております。市内的一部におきましては、合併が時期尚早と云う反論もございますけど、私は何も時期尚早とは考えておりません。促進協議会を作ることによつて合併の前提条件を必ず打ち出す。その打ち出したことを市民にじーアールして充分に納得行く論で進めるならば、何もこれは時期尚早と云う問題は云えない訳でございます。従いまして本協議会を早急に設置して、一日も早く合併の実現を期する様本案に賛成致します。

5番～本案件は市長が一任期中に三市村合併の実現を目標とした所のそれを前提とした案件でございます。もしこの案件が採択されて、いわゆる可決された場合には促進協議会が設置されて、つまり任期内の合併実現を目標にする訳でございます。そうなつた場合には目下宜野湾市は重要な問題として都計事業が進行されつつあります。現時点においてさえ都計事業は決して施政方針通り進められて

議長～本案に対する質疑も大部つきた様でありますので、質疑を終結することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

1番～本案に対する賛成討論を行います。本市は2月9日付の第21回臨時会におきまして、合併推進の諮問が市長から出されておりましたが、この諮問に対しまして可として答申しております。本案に付しましても前回の諮問と関連する事項であります。合併を実現するためには必ずその一過程として促進協議会を作る必要がございます。促進協議会を作つて相方の条件を充分にか味し、これを各自治体において是認した場合において始めて合併という問題が実現する訳でございます。よつて合併の実現を期すためにはどうしても必ずその過程として促進協議会を作る必要があるとこういうふうに考えております。市内の一部におきましては、合併が時期尚早と云う反論もございますけど、私は何も時期尚早とは考えておりません。従進協議会を作ることによつて合併の前提条件を必ず打ち出す。その打ち出したことを市民にピーアールして充分に納得行く線で進めるならば、何もこれは時期尚早と云う問題は云えない訳でございます。従いまして本協議会を早急に設置して、一日も早く合併の実現を期する様本案に賛成致します。

5番～本案件は市長が一任期中に三市村合併の実現を目指とした所のそれを前提とした案件でございます。もしこの案件が採択されて、いわゆる可決された場合には従進協議会が設置され、つまり任期内の合併実現を目標に入る訳でございます。そうなつた場合には目下宜野湾市は重要問題として都計事業が遂行されつつあります。現時点においてさえ都計事業は決して施政方針通り進められて

おりません、又更に64年度決算の審査過程においてはつきりした不正行為が表れておる、そういうこの態勢を確立してないのにどうして合併という問題が出来ますか、先ず合併するからには自らの足元をあらつてから、そして都計事業そのものに何等支障がないんだという充分なる見通しがついて始めて合併に歩むべきであります、この現時点において合併するということは必ず都計事業に支障を来たすと私は思つております、そういう考え方方に立ちました場合、どうしてもこの案件に賛成出来ません、従つて本案件に対しては反対いたします。

議長～外に要つた御意見はございませんか。

△ 第五号

40番～議案第1号、宣野湾市、中城村及び北中城村合併促進協議会規約について賛成いたします、理由といたしましては本案は合併に対する賛成であるが、或は反対であるが、そういう案件ではございません、速かに促進協議会を発足させ、そしてその中で合併に対する諸資料を調査し新都市建設策定を行なわしめ、その策定によつて果して宣野湾市に有利になるか或はほんとうの新都市建設計画が充分に盛り込まれているか、そこを検討して始めて合併の賛否の論が論じられるものと思います、そこで本案件を否決した場合には、そういうものが生れてこないのでございます、よつて私は本案件を通過させ、可決させそうしてその策定が整れて充分検討して合併に対する賛否を論じてもよいではないかという考え方を持つものでございます、そういう意味におきまして本案件に賛成するものでございます。

5番～先言の順序は交互にやつて下さい。

おりません。又更に64年度決算の審査過程においてはつきりした不正行為が表れておる。そういうこの態勢を確立してないのにどうして合併という問題が出来ますか。先ず合併するからには自らの足元をあらつてから、そして都計事業そのものに何等支障がないんだという充分なる見通しがついて始めて合併に歩むべきであります。この現時点において合併するということは必ず都計事業に支障を来たすと私は思つております。そういう考え方方に立ちました場合、どうしてもこの案件に賛成出来ません。従つて本案件に対しては反対いたします。

議長～外に変つた御意見はございませんか。

議案第1号

議0番～議案第1号、宜野湾市、中城村及び北中城村合併促進協議会規約について賛成いたします。理由といたしましては本案は合併に対して賛成であるが、或は反対であるか、そういう案件ではございません。速かに促進協議会を発足させ、そうしてその中で合併に対する諸資料を調査し新都市建設策定を行なわしめ、その策定によつて果して宜野湾市に有利になるか或はほんとうの新都市建設の策定が充分に折り込まれているか、そこを検討して始めて合併の賛否の論が論じられるものと思います。そこで本案件を否決した場合には、そういうものが生れてこないのでございます。よつて私は本案件を通過させ、可決させそうしてその策定が生れて充分検討して合併に対しての賛否を論じてもよいではないかという考え方を持つものでございます。そういう意味におきまして本案件に賛成するものでございます。

5 番～98言の順序は交互にやつて下さい。

4 番～原案に賛成いたします。

我々が議員に就任して市町村合併の問題につきまして機会あるたびに話題になり、尙又本土研修の場合全員がほとんど本土の合併市町村の状況を目のあたり、つぶさに研修して参つております。その報告書の中にも合併前と合併後におけるその市町村の発展の状況については私が申すまでもなく既に報告書に盛られている通りであります。尙又この問題につきましては本年度の当初においても一般質問の中でも市長ははつきりこの問題を進めるんだということをいつてあります。そこで過去1ヶ年この問題について当局は当局なりに関心を持ち、そして進めて参つての上、去つた臨時会において答申したものと思考いたす誤であります。尙又本市が都市計画の一環として大きな事業も持つておりますが、その中で火そう場の問題であります。本市には既にその場所がなく他市村にその場所を求めている段階にあります。そこでその場所が幸にして今度の議案に出て来おります所の地域の中であります。その地域が一つブロックになることによつて、そういうた様な問題がちく次解決されるものと考える場合に早急にこの協議会を諮詢させて、その中で本市の都市計画或はその他の諸問題を新しい策定の下に推進することが本市の今後の発展のために大きくプラスするものと思考いたしまして本案件に賛成するものであります。

3 番～合併促進法の合併を促進するという委員会を設置するという問題におきまして、宣野湾市は今何をやるべきかということを考えた場合に現在都計を進められておりますが、これすらも今設計の段階から実現しようという段階に来ておると、我々が議員としても宣野湾市議会も外當局も一致してその都計の推進に取り組むべきでないかと、そこにおいて合併の問題が出た場合我々はそれに対する程度の動力が或はエネルギーがその面に向けられるという面で都計の推進をする上にも相当遅れが来るという事実と、もう一つは政府の時

4 番～原案に賛成いたします。

我々が議員に就任して市町村合併の問題につきまして機会あるたびに話題になり、尚又本土研修の場合全員がほとんど本土の合併市町村の状況を目のあたり、つぶさに研修して参つております。その報告書の中にも合併前と合併後におけるその市町村の発展の状況については私が申すまでもなく既に報告書に盛られている通りであります。尚又この問題につきましては本年度の当初においても一般質問の中でも市長ははつきりこの問題を進めるんだということをいつております。そこで過去1ヶ年この問題について当局は当局なりに関心を持ち、そして進めて参つての上、去つた臨時会において答申したものと思考いたす訳であります。尚又本市が都市計画の一環として大きな事業も持つておりますが、その中で火そう場の問題でありますが、本市には既にその場所がなく他市村にその場所を求めている段階にあります。そこでその場所が幸にして今度の議案に出て来ております所の地域の中であります。その地域が一ブロックになるとことによつて、そういうふた様な問題がちく次解決されるものと考える場合に早急にこの協議会を発足させて、その中で本市の都市計画或はその他の諸問題を新しい策定の下に推進することが本市の今後の発展のために大きくプラスするものと思考いたしまして本案件に賛成するものであります。

3 番～合併促進法の合併を促進するという委員会を設置するという問題におきまして、宜野湾市は今何をやるべきかということを考えた場合に現在都計を進められておりますが、これすらも今設計の段階から実現しようという段階に来ておると、我々が議員としても宜野湾市議会も外当局も一致してその都計の推進に取り組むべきでないかと、そこにおいて合併の問題が出た場合我々はそれに対してある程度の動力が或はエネルギーがその面に向けられるという面で都計の推進をする上にも相当遅れが来るという事実と、もう一つは政府の時

併後の事業計画、未端行政における計画もない自主的な合併ぞない限り反対であります。合併の基本となるべき即ち対等合併であるか、編入合併であるかも分らん様な合併は私達としては責任をもつて合併におしきれない誤であります。又本土の場合でも都市地域の方から農村地域の方に是非合併をしてくれというふうに合併してくれとさけんでいるのが実情であつて、他の二村は本市よりも積極的であるという様な施政担当者の考え方の合併は反対であります。是非宣野市から積極的に他の二村よりも積極的な合併であれば賛成であります。現段階においては施政担当者として、そういうふうな計画も考えておらない様でありますので時期的にまだ時期尚早でその推進協議会をつくるとそのものは時期尚早であると思ひます。基本的ないずれは合併は考えなければいけないが、現段階において推進協議会を作る自体は時期尚早であるので、反対であります。

議長～別になければ討論を終結したいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～では議案第1号、宣野市、中城村及び北中城合併促進協議会規約についてを表決に付します。
本案に賛成の方挙手願います。

議長～賛成多數であります。よつて本案は原案通り可決決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後4時5分)

議長～再開いたします(午後4時15分)

併後の事業計画・末端行政における計画もない自主的な合併でない限り反対であります。合併の基本となるべき即ち対等合併であるか、編入合併であるかも分らん様な合併は私達としては責任をもつて合併におしきれない誤であります。又本土の場合でも都市地域の方から農村地域の方に是非合併をしてくれというふうに合併してくれとさけんでいるのが実情であつて、他の二村は本市よりも積極的であるという様な施政担当者の考え方の合併は反対であります。是非宜野湾市から積極的に他の二村よりも積極的な合併であれば賛成であります。現段階においては施政担当者として、そういうふうな計画も考えておらない様でありますので時期的にまだ時期尚早でその推進協議会をつくるとそのものは時期尚早であると思います。基本的ないずれは合併は考えなければいけないが、現段階において推進協議会を作る自体は時期尚早であるので、反対であります。

議 長～別になければ討論を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では議案第1号、宜野湾市、中城村及び北中城合併促進協議会規約についてを表決に付します。
本案に賛成の方举手願います。

議 長～賛成多數であります。よつて本案は原案通り可決決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時5分)

議 長～再開いたします(午後4時15分)

議長～日程第2、決議案第1号、特定公益事業に伴う用地売取等に関する課税特別措置早期立法方要請決議についてを上程いたします、一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

8番～本議案につきましては先程事務局長から詳しく御説明があつたのであります、去つた20日にコザの議会の議長と財政委員長がお見えになりました、具志川におきましては御承知の通り鶴合病院用地、コザは中部工業、当市は中商業高校用地或は又浦添におきましては浦添の普通高校というふうに各市町村の公共事業用地としまして取用されておると、そういう場合には、やはり住民の売り渡し人の租税が免稅されなければいけないということ、もう既に日本におきましては租税の特別措置法があるんだが、このりゆうきゆうにはまだこういう租税の特別措置法がないと、そういう段階に来ておりますので、早急にこれを租税の早期立法要請をした方がいいという様になつておるのであります、そういう意味あいにおきましてこの要請決議案を作りました、りゆうきゆう政府の行政主席或は立法院議長、法務委員長宛にこれを出したいと思つております、よろしくお願ひいたします。

議長～本項に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。（午後4時35分）

議長～再開いたします。（午後4時40分）

議長～本項に対する質疑、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～日程第2. 決議案第1号、特定公益事業に伴う用地売
収等に関する課税特別措置早期立法方要請決議につい
てを上程いたします。一応事務局長をして朗読せしめ
ます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

8 番～本議案につきましては元程事務局長から詳しく御説明
があつたのでありますが、去つた20日にコザの議会
の議長と財政委員長がお見えになりまして、具志川にお
きましては御承知の通り総合病院用地、コザは中部工
業・当市は中商業高校用地或は又浦添におきましては
浦添の普通高校というふうに各市町村の公共事業用地
としまして収用されておると、そういう場合には、
やはり住民の売り渡し人の租税が検査されなければい
けないということと、もう既に日本におきましては租
税の特別措置法があるんだが、このりゆうきゆうには
まだこういう租税の特別措置法がないと、そういう段
階に来ておりますので、早急にこれを租税の早期立法
要請をした方がいいという様になつておるのであります。
そういう意味あいにおきましてこの要請決議案を作
りまして、りゆうきゆう政府の行政主席或は立法院
議長・法務委員長宛にこれを出したいと思つております。
よろしくお願ひいたします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。（午後4時35分）

議 長～再開いたします。（午後4時40分）

議 長～本案に対する質疑・討論を省略したいと思いますが、
御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので、本案に対する質疑討論を省略することにいたします。

議長～では決議案第1号、特定公益事業に伴う用地売取等に関する課税特別措置早期立法方委請決議についてを表決に付します。
原案に御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので本案は原案通り可決決定いたします。
尚送付元は行政主席、立法院長、法務委員長以上3ヶ所に送付したいと思つております。

議長～暫休憩いたします。(午後4時42分)

議長～再開いたします。(午後4時45分)

議長～員程第6、原信第2号神祇外地引あげ者協会宣誓済交付への補助金交付方原情についてを議題といいたします
→応事務局長をして朗読せしめます。

議長～本陳情につきましては、文書並びに口頭でも陳情を受けております。
本陳情の処理の方法についてお諮りします。

議長～暫休憩いたします。(午後4時47分)

議長～再開いたします。(午後5時)

議長～員今定刻5時であります、全員程が未だ終了しておりませんので、時間延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本案に対する質疑討論を省略することにいたします。

議長～では決議案第1号、特定公益事業に伴う用地売取等に関する課税特別措置早期立法方要請決議についてを表決に付します。
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので本案は原案通り可決決定いたします。
尚送付先は行政主席・立法院議長・法務委員長以上3ヶ所に送付したいと思っております。

議長～暫休憩いたします。(午後4時42分)

議長～再開いたします。(午後4時45分)

議長～日程第6、陳情第2号沖縄外地引あげ者協会宜野湾支部への補助金交付方陳情についてを議題といたします
一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～本陳情につきましては、文書並びに口頭でも陳情を受けております。
本陳情の処理の方法についてお諮りします。

議長～暫休憩いたします。(午後4時47分)

議長～再開いたします。(午後5時)

議長～只今定刻5時であります。全日程が未だ終了しておらず
ませんので、時間延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので時間延長をすることにいたします。

議長～暫休憩いたします。(午後2時1分)

議長～再開いたします。(午後2時2分)

議長～本陳情におきましては、只今休憩中に説明した通りであります。それで質疑討論を省略したいと思いますが御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、質疑討論を省略することにいたします。

議長～では原信第2号沖縄外地引あげ者協会宜野湾支部への補助金交付方陳情についてを表決に付します。

議長～本陳情を採扱することに御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本案は採扱することに決定いたします。

議長～日程追加を願います。日程第7に議案第8号1965年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを追加願います。

議長～日程第7、議案第8号1965年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを議題といたします。
朗読は省略することにいたします。

議長～本案について提案者の趣旨説明を求めます。

議 長～御異議がございませんので時間延長をすることにいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時1分)

議 長～再開いたします。(午後5時2分)

議 長～本陳情におきましては、只今休憩中に説明した通りであります。それで質疑討論を省略したいと思ひますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、質疑討論を省略することにいたします。

議 長～では陳情第2号沖縄外地引あげ者協会宜野湾支部への補助金交付方陳情についてを表決に付します。

議 長～本陳情を採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案は採択することに決定いたします。

議 長～日程追加を願います。日程第7に議案第8号1965年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを追加願います。

議 長～日程第7、議案第8号1965年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを議題といたします。
朗読は省略することにいたします。

議 長～本案について提案者の趣旨説明を求めます。

市長～1965年度の予算で政府補助金の分野と、それから
権収入で、その面に差額があります。それから支出に
おきましては市町村合併の促進協議会の分担金、それ
から中部商業高校の準備金の分担金尙その他に陳情書
にありました在外資産の獲得運動に対するこちらの支
部の補助金等について予算の更正が必要になりました
ので、これを提案してありますので、よろしく御審議
をお願いします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

16番～本会期の始めに出された市町村合併促進補助金の額、
それからこのたび出された議案第5号の政府補助金
に対しての相違がありますけれども、如何なる理由で
わずか一週間の間に政府の考え方方が變つて来たか、そ
の点について御説明願います。

議長～暫休憩いたします。(午後5時5分)

議長～再開いたします。(午後5時9分)

助役～私の方から代つてお答えします。この方は前に政府補
助金の万で3,000\$というふうに計上してあります
今度の方は2,500\$というふうな何んでござります
が、最初の方と今と政府の考え方方が違つておるかと
云う御質問でござりますですが、その何は別に關係で
ございません。只当初に予算案を出しました時には、こ
の問題だけのもんでございましたので、しかしその当
時から既に追加更正しなければいけない案件もござ
いましたので、その当時は合併問題の補助だけの何んと
して全額政府補助金と云うふうな形を取つた訳でござ
いまして、今回あらためて再計上してある訳であります。

16番～そういうふうな形を取つたと云うふうな今のご答弁で

市長～1965年度の予算で政府補助金の分野と、それから
雑収入で、その面に変動があります。それから支出におきましては市町村合併の促進協議会の分担金、それから中部商業高校の準備金の分担金尚その他に陳情書にありました在外資産の獲得運動に対するこちらの支部の補助金等について予算の更正が必要になりましたので、これを提案してありますので、よろしく御審議をお願いします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

16番～本会期の始めに出された市町村合併促進補助金の額、それからこのたび出された議案第8号の政府補助金に対しての相違がありますけれども、如何なる理由でわずか一週間の間に政府の考え方方が變つて来たか、その点について御説明願います。

議長～暫休憩いたします。(午後5時5分)

議長～再開いたします。(午後5時9分)

助役～私の方から代つてお答えします。この方は前に政府補助金の万で3,000\$というふうに計上してありまして今度の方は2,500\$というふうな何んでござりますが、最初の方と今と政府の考え方方が違つておるかと云う御質問でございますが、その何は別に關係ございません。只当初に予算案を出した時には、この問題だけのもんでございましたので、しかしその当時から既に追加更正しなければいけない案件もございましたので、その当時は合併問題の補助だけの何んとして金額政府補助金と云うふうな形を取つた訳でございまして、今回あらためて再計上してある訳であります。

16番～そういうふうな形を取つたと云うふうな今のご答弁で

ございますけれども、政府補助金と云うのはそれ相当に内示が決つて出されると思う訳でござります。だから10日間にどうして\$500のひらきが政府の考え方が變つたかどうか。

助 税～別に内示はございません。

16番～じや、これは\$2,500と云うのは、

助 税～当初からそういうふうな何でござります。

議 長～暫休憩致します。(午後5時09分)

議 長～再開致します。(午後6時43分)

16番～はつきり愈をおします、財政課長の場合年度末まで見通して、この微税時の1100ドル余りを全体的に運用すると云うふうなことで今先づ説明がございましたけれども更正予算をされる場合において、しわよせが来てこう云うふうになつたかどうか、その点1つを説明お願いします。才出面に欠そんがあるので微税費から持つてこられたのが、微税費から全体的な運用の面で持つて来られたのか、

財政課長～才入才出面を検討しまして現在の段階では才出面での調整を必要とすると云うこととこう云う追加更正予算になつてゐる訳でござります。

3番～才入才出面のあれを要わすと云われますが、大体課長として自分の費目の方が才出面に運用と云うことになれば当然微税業務に差支えると云う様なことであります。現段階におきましてこの予算更正を出される場合に財政課長として執行が、それだけ便りだけの自信がないのか或は先程は才出面の全般的な考慮と云うふうにして、そこに財政課の方から才出すると云うこととあります。

ござりますけれども、政府補助金と云うのはそれ相當に内示があつて出されると思う訳でございます。だから 10 日間にどうして \$500 のひらきが政府の考え方が変わったかどうか。

助 役～別に内示はございません。

16 番～じゃ、これは \$2,500 と云うのは。

助 役～当初からそういうふうな何でございます。

議 長～暫休憩致します。(午後 5 時 09 分)

議 長～再開致します。(午後 6 時 43 分)

16 番～はつきり愈をおします。財政課長の場合年度末まで見透して、この徴税時の 1100 ドル余りを全体的に運用すると云うふうなことで今先づ説明がございましたけれども更正予算をされる場合において、しわよせが来てこう云うふうになつたかどうか、その点 1 つご説明お願いします。才出面に欠そんがあるので徴税費から持つてこられたのが、徴税費から全体的な運用の面で持つて来られたのか。

財政課長～才入才出面を検討しまして現在の段階では才出面での調整を必要とすると云うことでこう云う追加更正予算になつている訳でございます。

3 番～才入才出面のあれを表わすと云われますが、大体課長として自分の費目の方が才出面に運用と云うことになれば当然徴税業務に差支えると云う様なことではあります。現段階におきましてこの予算更正を出される場合に財政課長として執行が、それだけ使うだけの自信がないのか或は先程は才出面の全般的な考慮と云うふうにして、そこに財政課の方から才出すると云うことではあります。

それに対して微積画を強化すると云う面で充分残つてゐる予算で可能であるかどうか、その点お聞きかせ願います。

財政課長～微積の中より以上に微積を強化し調査を進めると云うことでは別にこうしたいと云うほう負も持つておりますが特に納稅獎勵金については6月までの納稅率を慎重に検討しまして、この不用額を出してあることになります。

3番～不用額を出されたと云う自体が他にこれは納稅獎勵金の方でございますが、その款であれば貴方自身でこの面に重点的にこの面は不用であるので、この分は重点的にやろうと云う面で出来る訳ですが、現在財政の才入決算書の報告を見た場合に相当の鹽漬すべきものがあると云うことであつたんですが、その面でどうしてもその流用した分をそこに流用して今の納稅獎勵金の分を流用してでもその分を本年度で調査するとか、そういうことをやると云う意思はないかどうか、そう云う意思はなかつたかどうか、

財政課長～この不用額につきましては、全体的な財政面のことを配慮しまして、これだけ不用額にしても月又7月、8月の整理期間までに充分まにあうとそういう気持で不用額を出してあります。

議長～質疑もない様でありますので質疑を終ることに御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので質疑を終ります、本題に対する討論を求めます、

3番～討論に入る前に一応數字の修正動議を出そうと思います。

それに対して微税面を強化すると云う面で充分残つてゐる予算で可能であるかどうか、その点お聞きかせ願います。

財政課長～微税の中より以上に微税を強化し調査を進めると云うことでは別にこうしたいと云うほう負も持つておりますが特に納税奨励金については6月までの納税率を慎重に検討しまして、この不用減を出してあることになつております。

3番～不用減を出されたと云う自体が他にこれは納税奨励金の方でございますが、その款であれば貴方自身でこの面に重点的にこの面は不用であるので、この分は重点的にやろうと云々面で出来る訳ですが、現在財政の才入決算書の報告を見た場合に相当の整理すべきものがあると云うことであつたんですが、その面でどうしてもその流用した分をそこに流用して今の納税奨励金の分を流用してもその分を本年度で調査するとか、そういうことをやろと云う意思はないかどうか、そう云う意思はなかつたかどうか。

財政課長～この不用額につきましては、全体的な財政面のことをお配慮しまして、これだけ不用減にしても6月又7月、8月の整理期間までに充分まにあうとそういう気持で不用減を出してあります。

議長～質疑もない様でありますので質疑を終ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので質疑を終ります。本案に対する討論を求めます。

3番～討論に入る前に一応数字の修正動議を出そうと思います

38

才入の政府支出金の場合に貢献の段階に来て一應確定を承りますが、幸運な事で政府と真摯に話し合った結果、これが政府の見解がはつきりしてからでも遅くはないんじやないかと云う面で入っておらるれば更正に備つて来ても遅くはない云う面でその数字を削除して、最初の方におきましても \$3,000 削りました。その分の不足分の \$900 をもつと財政面の強みと云う面の財政のそろそろ云つた面に振り向けると云う意味で数字を修正しようと云う動議を提出いたします。

3番～賛成と呼ぶ。天久、中里議員は反対する。議長は了承する。議長～只今3番議員より才入才出とも政府の支出金の才入を削除し政府支出金と才出の三市村合併促進協議会 \$9,000 を削除したいと云う動議を承りますが、所定の賛成者により本動議は成立いたしましたが、案をもつて提出してもらいました。

議長～暫休憩を取ります。(午後5時50分)

議長～再開致します。(午後6時30分) 本更正予算案につきまして、修正案が參つております。提出者の天久盛雄議員、賛成者の石川真六議員並びにもう1件、11番の中里議員、賛成者の12番議員による修正案が出ております、本案を一應審議致します。

議長～暫休憩を取ります。(午後6時31分)

議長～再開致します。(午後6時32分) 天久議員提出の修正案から審議して行きたいと思います。提出者の説明を求めます。

3番～一應説明を申し上げます、本案件を出したのは、うちの政府支出金でございますが、それが政府のまだ確答

才入の政府支出金の場合に質疑の段階に来て一応確かめた訳でありますが、まだ政府と只話し合い程度だとはつきりした才入の見通しはつかないと云う面でこれは政府の見解がはつきりしてからでも遅くはないんじやないかとこう云う面で入つてからこれは更正に持つて来ても遅くはないと云う面でその数字を削除して、最初の面の方におきましても\$3,000削りましてその分の不足分の\$500をもつと納税面の強化と云う面の財政のそう云つた面に振り向けると云う意味で数字を修正しようと云う動議を提出いたします。

5 番～賛成と呼ぶ

議長～只今3番議員より才入才出とも政府の支出金の才入才出を政府支出金と才出の三市村合併促進協議会\$3,000を削除したいと云う動議であります。所定の賛成者により本動議は成立いたしましたが、案をもつて提出してもらいます。

議長～暫休憩致します。(午後5時50分)

議長～再開致します。(午後6時30分)
本更正予算案につきまして、修正案が参つております。提出者の天久盛雄議員、賛成者の石川真六議員に並にもう1件、18番の中里議員、賛成者の12番議員による修正案が出ております。本案を一応審議致します。

議長～暫休憩致します。(午後6時31分)

議長～再開致します。(午後6時32分)
天久議員提出の修正案から審議して行きたいと思います
提出者の説明を求めます。

3番～一応説明を申し上げます。本案件を出しましたのは、5
款の政府支出金でございますが、それが政府のまだ確答

得ない段階に議案として出て来ておるのでかえつてはつきりした見通がついて初めて提案をすべきでないかと思いまして、この面の修正を致して同時に才出面の修正まで提案したいと思います。うく所の分におましてもは先程申上げた通り微税面に向してもらうと云う訳であります。

議長～暫休憩致します。(午後6時33分)

議長～再開致します。(午後6時34分)

3番～5款の政府支出金の \$39,679 現在までの予算ですね、それから追加更正の方が減で \$83,00 合計で \$39,614 それで7款の方が削除されてですね、才入の合計が \$437,813 ですね、追加が \$15,00 それから合計が \$437,827 それから才出の方が 1・1 款の \$24,900 現在までの予算ですね、それから追加 \$2,900 計 \$27,00 それから第1項の微税費で現在までの予算が \$5,895 追加が \$669 の減、合計で \$5,227 3目の微税奨励費の方で \$2,000 \$669 の減 \$1,331 \$66% の減 それから3項の支出 \$19,003 それから追加が \$569 \$19,572 2目の負担金が \$1,431 \$569 \$2,000 \$569 才出合計額が \$43,78,13 \$15 の増 \$437,828 以上であります。

議長～本修正案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後6時35分)

議長～再開致します。(午後6時45分)

質疑もない様でありますので質疑を省略したいと思いますが御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので質疑を省略し討論を行います

得ない段階に議案として出て来てるのでかえつてはつきりした見通がついて始めて提案をすべきでないかと思いまして、この面の修正を致して同時に才出面の修正まで提案したいと思います。うく所の分におきましては先程申上げた通り微税面に回してもらうと云う訳であります。

議 長～暫休憩致します。(午後6時33分)

議 長～再開致します。(午後6時34分)

3 番～5款の政府支出金の\$39,679 現在までの予算ですね、それから追加更正の方が減で\$83,00合計で\$39,614 それで7款の方が削除されてですね、才入の合計が\$437,813ですね、追加が\$15,00 それから合計が\$437,827 それから才出の方が11款の\$24,900 現在までの予算ですね、それから追加\$2,900 計\$27,00 それから第1項の微税費で現在までの予算が\$5,895 追加が\$669 の減、合計で\$5,227 3目の微税奨励費の方で\$2,000 \$669 の減 \$1,331 \$669の減 それから3項の支出\$19,003 それから追加が\$569 \$19,572 2目の負担金が\$1,431 \$569 \$2,000 \$569 才出合計額が\$43,78,13 \$15の増 \$437,828 以上であります。

議 長～本修正案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後6時35分)

議 長～再開致します。(午後6時45分)

質疑もない様でありますので質疑を省略したいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので質疑を省略し討論を行います

3番～本案件に賛成致します、その理由は先程の提案の場合にも御説明申し上げましたが、追加更正予算の修正の動議の場合にも御説明申し上げましたが、才入面におきまして政府補助金が1週間前 \$3,000の予算で出されてこの修正に \$2,500補助金と云う面で政府の補助金が減つてあると云う自体が政府の確答を得られないと云うのが大きな理由でありますと、又今度の場合にも果して本年度の予算内にこれが入つて来るかどうかはつきりしてない、そう云う場合におきまして果して確答を受けて、その予算が執行出来るならともかく市長の答弁によりますと、その補助金がなかつたら執行が出来ないんだと、そういうことやらないんだと云われておりますので、ここでは政府がはつきりして出して貰めて予算執行出来ると、~~既~~にて交付額も何もないのに予算に計上して済一才入欠~~既~~べどもなやつた場合仕事が進められて行かないと云う事になつた場合我々と致しましても、外の費目から持つて来なければいかん立場も出て来るし、今年のはつきりした見通しがついてからでも更正に持つて来られてもあえて遅くはないと云う面でその部面を割り出して最初の場合にもそれを削つて、そしてそれからうく所の 50%のこの分は先程の納税の面で今納税思想補助金という規定はあつても実際この市がどの位い進められておるか、住民に対してまだじ一アールとそういうこともやつてないのに不用額を出してあると、こういう面につきましても、パンフレット或は色んなじ一アールについて方法があると納税の底線も 40 何と云う様な現年度のこの成績だと云うことになりますと自らもつともつと納税面にも力を入れてそういう金を出すべきであつてそういうものに力を注がんとして不用額を出して見通はこうだからと云う様に年度申葉でこうやられるという自体が非常に私としてはいけないと云う面であえてこの \$500でも、もつと有効に使つてもらいたいと云う面で本案に賛成するものであります。

議長～信に裏つた御意見ありませんか、

3 番～本案件に賛成致します。その理由は先程の提案の場合にも御説明申し上げましたが、追加更正予算の修正の動議の場合にも御説明申し上げましたが、才入面におきまして政府補助金が1週間前 \$3,000の予算で出されてこの後更に \$2,500補助だと云う面で政府の補助金が減つておると云う自体が政府の確答を得られないと云うのが大きな理由でありまして又今度の場合にも果して本年度の予算内にこれが入つて来るかどうかはつきりしてない。そういう場合におきまして果して確答をられて、その予算が執行出来るならともかく市長の答弁によりますと、その補助金がなかつたら執行が出来ないんだと、こういうことやらないんだと云われておりますので、ここでは政府がはつきりして出して始めて予算執行出来ると、あえて交付税も何もないのに予算に計上して満一才入欠ぼうぜでもなかつた場合仕事が進められて行かないと云う事になつた場合我々と致しましても、外の費目から持つて来なければいかん立場も出て来るし、今年のはつきりした見通しがついてからでも更正に持つて来られてもあえて遅くはないと云う面でその部面を削りまして最初の場合にもそれを削つて、そしてそれからうく所の \$500のこの分は先程の納税の面で今納税思想補助金という規定はあつても実際この市がどの位い進められておるか、住民に対してもまだジー・アールとそういうこともやつてないのに不用額を出してあると、こういう面につきましても、パンフレット或は色々なジー・アールについて方法があると納税の成績も40何%と云う様な現年度のこの成績だと云うことになりますと自らもつともつと納税面にも力を入れてそういう金を出すべきであつてそういうものに力を注がんでそして不用額を出して見通はこうだからと云う様に年度中棄てこうやられるという自体が非常に私としてはいけないと云う面であえてこの \$500でも、もつと有効に使つてもらいたいと云う面で本案に賛成するものであります。

議 長～他に変つた御意見ありませんか。

1番～修正案に反対致します、何故ならば現入の\$2,500を削除してございますが】削除し更に支出の合併促進費を削除してございます、この問題は本会期で譲決になりました市町村合併の促進協議会を始つてもいいと云う譲決になりました執行を不能にするのでございます、従いましても本案が採用された場合、市長は義務執行不能となつて本案を再び再議に付さなくちやいかないゝ云う義務が生じて来ますので反対でございます。

議長～外に御意見がない様でございますので討論を終ることに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長～御異議ございませんので、討論を終り表決に移ります。
1番の天久議員提出の「原案を1部修正する案」を表決に付します、本修正案に賛成の方挙手願います。
賛成少數であります、よつて本修正案は否決されました

議長～次に18番の中里議員提出の原案の一部を修正案に対する修正案を議題と致します、提出者の説明を求めます、

18番～皆様方にプリントして上げるべく思つておりますが、時間的都合がつきませんで一部しかございませんのであらかじめご了承お願いします、特に原案に修正を加えた部分だけを御説明申し上げます、その前にこの予算は先程可決になりました市町村合併促進協議会の更正予算になつております、そこで願わくばこういうふうな重要な議案は最少限度に意見の相違をくいとめ様と努力した訳であります、確かにながらそういう出来なくて表決に至つた一つと云うことは私自身殘念に思つております、こう云うことで表決には前わりませんでしたが、一応は成立はしておりますのでその執行する立場においての予算でありますのでそのもとに結局この予算が生きるべく尚又最高度に利用されこの問題がスムースにはかどられるべ

1 番～修正案に反対致します。併故ならば収入の \$2,500を削除してございますが、削除し更に支出の合併促進費を削除してございます。この問題は本会期で議決になりました市町村合併の促進協議会を持つてもいいと云う議決になりました執行を不能にするのでございます。従いましても本案が採用された場合、市長は義務執行不能となつて本案を再び再議に付さなくちやいかなが云う義務が生じて来ますので反対でございます。

議 長～外に御意見がない様でございますので討論を終ることに
御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長～御異議ございませんので、討論を終り表決に移ります。
3番の天久議員提出の「原案を一部修正する案」を表決に
付します。本修正案に賛成の方挙手願います。
賛成少數であります。よつて本修正案は否決されました

議 長～次に18番の中里議員提出の原案の一部を修正案に対する修正案を議題と致します。提出者の説明を求めます。

18番～皆様方にプリントして上げるべく思つておりましたが、
時間的都合がつきませんで一部しかございませんのであ
らかじめご了承お願いします。特に原案に修正を加えた
分だけを御説明申し上げます。その前にこの予算は先程
可決になりました市町村合併促進協議会の更正予算になつ
ております。そこで願わくばこういうような重要議案は
最少限度に意見の相違をくいとめ様と努力した訳であります
が、遺かんながらそういう出来なくて表決に持つて
いつたと云うことは私自身残念に思つております。こう
云うことで表決には加わりませんでしたが、一応は成立
はしておりますのでその執行する立場においての予算で
ありますのでそのもとに結局この予算が生きるべく尚又
最高度に利用されこの問題がスムースにはかどられるべ

く一部修正をした次第でございます。そこで先程申し上げました様な才出のみを修正しております。そこで先ず
11款の獎勵費支出し金これの微税費でございますが、それから3月の追加更正の\$1,11%これを\$
669に訂正同じく計が\$23が\$1,331そこでけつの補助
金が\$1,169を\$669に訂正、尚その次は3項の中の負担
金の所で追加更正額の\$3,569を\$500削りまして、\$3,
069計が\$5,000を\$4,500に算の負担金で\$3,560を\$3,
069付属の所で合併促進協議会\$3,000を\$2,500と云う
ふうな修正であります。と申し上げますのは先きにも申
じ上げました様にその才出面におきましては一連は当局
の説明にもありましたが色々その協議会発足に伴う所の
算は予算は更正の必要に伴つてどうしても才出面から調整
整したくちやたらんと云うふうな時期になつたと云うふ
うな説明を聞いております。そこで発言しまするにその
中で大きく削られたのが微税費でございます。その微税
費そのものは当局の説明にもありましたが様に現行予算で
も尚未\$4%の予算に対する微税率だと云うふうな説明をし
ております。それに首開定期に對するとそれ以下の率に
なるんだと云うこれが云えるんじやないかと思います。
そこで微税費そのものはまだ1%ばかり1%ばかりあります。
とういうふうに視点に立ちまして金額じやなくとも
\$1,169の不用減を作ると云うことはこれ微税につきまし
ては意志の限定減は又形式面におきましても、ある程度
の税を示すものでございます。私の思う所は出来るだけ
その微税費はそのままにしておきまして予備費がその
合併促進協議会のものは最初の予算でなくて、つい最近
才出た問題でございますのでこう云うふうな單なる支出
行為は予備費から充当するべく考えておりましたが、しか
しながらこの実には予備費の方は出ておりません。そ
こで予備費から出すと云うことと是実権のしん管になる
んだと云うふうな説明もございましたので先程も申し上
げました様にこの趣旨を生かしまして微税費の\$500を削
りまして、尚又促進協議会の費用が、補助金も\$2,500
なつておりますのでその縁に基づきまして、一応は諸支

く一部修正をした次第でございます。そこで先程申し上げました様な才出のみを修正しております。そこで先ず 11 款の奨励諸支出金これの徴税費でございますが、それへ 3 目の納税奨励費の所へ追加更正の \$1,119これをお 669 に訂正同じく計が \$831 が \$1,331 そこでけつの補助金が \$1,169 をお 669 に訂正、尚そ 3 次は 3 項へ中の負担金の所へ追加更正額の \$3,569 を \$500 削りまして、\$3,069 計が \$5,000 を \$4,500 に節の負担金で \$3,560 を \$3,069 付記の所へ合併促進協議会 \$3,000 を \$2,500 と云うふうな修正であります。お申し上げますのは先きにも申し上げました様にその才出面におきましては一応は当局の説明にもありましたが色々その協議会発足に伴う所の算は予算は更正の必要に伴つてどうしても才出面から調整整しかくちやたらんと云うふうな時期になつたと云うふうな説明を聞いております。そこで検討しまするにその中で大きく削られたのが徴税費でございます。その徴税費そのものは当局の説明にもありました様に現行予算でも尚 44% の予算に対する徴税率だと云うふうな説明をしております。それに尚調定額に対するとそれ以下の率になるんだと云うこれが云えるんじやないかと思います。そこで徴税費そのものはまだ 1 つは 1 つはあります。こういうふうに観点に立ちまして金額じやなくとも \$1,169 の不用減を作ると云うことはこれ徴税につきましては意志の限定或は又形式面におきましても、ある程度の 税を示すものでございます。私の思う所は出来るだけその徴税費はそのままにしておきまして予備費がその合併促進協議会あるものは最初の予算でなくて、つい最近出た問題でございますのでこう云うふうに单なる支出行為は予備費から充当するべく考えておりましたが、しかししながらこの案には予備費の方は出ておりません。そこで予備費から出すと云うことほ提案権のしん告になるんだと云うふうな説明もございましゃので先程も申し上げましゃ様にこの趣旨を生かしきして徴税費の \$500 を削りまして、尚又促進協議会の費用が、補助金も \$2,500 なつておりますのでその縫に基づきまして、一応は諸支

山巒と雑費と二つの項にまたがつてこの修正をしております。最後に顧問わくばこの私が出した所の修正予算案に皆様方の御同意を得ましてその成立を御協力願うものであります。以上説明を終りまして、尚御質疑があればそれに基づいてお答えしたいと云ふように考えております。

議長～本修正案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。（午後7時02分）

議長～再開致します。（午後7時07分）

1番～これは市長の提案趣旨と関連して非常に重要な問題だと思いますので市長にお伺い致しますが、修正案におきましては市長が負担金業務費として、\$3,000は計上してあります。これを\$500削除してあります。もし\$500削除された場合に市長の懸念する問題が果して執行不能にうちいるおそれはないかどうか、お答え願いたいと思います。

市長～三市村の村長が政府と一緒にかつての予算を作つた場合に負担金は\$3,000と云ふように話し合つて準備しておりますが、それを\$2,500に持つて行つた場合には予定の仕事は出来ないと云うことになります。

1番～はいわかりました。

議長～暫休憩致します。（午後7時10分）

議長～再開致します。（午後7時11分）

13番～1番さんの質問と関連する段ですが、合併促進協議会の

出金と繰戻と二つの項にまたがつてこの修正をしております。最後に願がわくばこの私が出しました所の修正予算案に皆様方の御同意を得ましてその成立を御協力願うものであります。以上説明を終りまして、尚御質疑があればそれに基づいてお答えしたいと云ふように考えております。

議長～本修正案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後7時02分)

議長～再開致します。(午後7時07分)

1番～これは市長の提案趣旨と関連して非常に重要な問題だと思いますので市長にお伺い致しますが、修正案におきましては市長が負担金義務費として、\$3,000は計上してあります、これを\$500削除してあります。もし\$500削除された場合に市長の意図する問題が果して執行不能にうちいるおそれはないかどうか、お答え願いたいと思います。

市長～三市村の村長が政府と一緒に予算を作つた場合に負担金は\$3,000と云ふように話し合つて準備しておりますが、それを\$2,500を持って行つた場合には予定の仕事は出来ないと云うことになります。

1番～はいわかりました。

議長～暫休憩致します。(午後7時10分)

議長～再開致します。(午後7時11分)

18番～1番さんの質問と関連する訳ですが、合併促進協議会の

負担金が \$3,000 となっております。そこで私が \$500 の減の修正を出してあります。その場合にはその \$500 の減になつた場合に市長が意図する所の仕事が支障はないかどうかに對して、一応政府と三市町を話し合つた場合にそういうふうになつているから困るんだと云う懸念をなさっておりますが、残される期間と云うのは 3ヶ月であります。あくまでもこの場合は 6~5 年度の更正予算となっております。そこでその場合に意図する所の仕事が出来ないと云うことはどういうふうなことであるかですね、それから協議会における所の予算もまだ添付されておりません。おそらくは 3,000 ドル以内ではこの \$7,500 総額は全部では \$7,500 なる點ですが、ここでいう所の \$500 私が減額し、\$500 がないために意図する仕事が出来ないと云うふうなもしく直感してそういうふうな指摘をされる所があるんだつたら御説明願ひます。

市長～予算書に発見すればこういうふうなことをやるんだ。それには予算はこれだけだと云う予算書を作つてありますのでこれは本来までやる予定で作られておりまして始めからこれは、これだけは本年度は出来ないからと云うことであれば始めからこの予算は除くことになるのであります。三市町村の集り又政府の集りで本年度でそれだけの仕事をやるを云う予定で予算は作つてありますのでこれを出来ないとは今云えをいんじやないかと思うのであります。

18番～お伺い致しますが、残された期間と云うのは 3~4ヶ月しかございませんが、この \$500 の減額によつて、もちろん即答に出来かねるかと思う段ですが、一応は意図した所を仕事が支障があるかどうかは云える問題だと思います。そこで最初の合併促進協議会予算案も最初の \$7,000 で予算編成されたんだつたと思います。そう云うことからすると 500 ドルまでは減額されるまでの必要があるんだと云うことも云えるかと思うんですが、しかしながら考えなしに後 3ヶ月そこからの期間に果してその完全な

負担金が \$3,000 となっております。そこで私が \$500 の減の修正を出してあります。その場合にその \$500 の減になつた場合に市長が意図する所の仕事が支障はないかどうかに対して、一応政府と三市村と話し合つた場合にそういうふうになつていてから困るんだと云う説明をなさっておりますが、残される期間と云うのは 3 ヶ月であります。あくまでもこの場合は 65 年度の更正予算となつております。そこでその場合に意図する所の仕事が出来ないと云うことはどういうふうなことであるかですね。それから協議会における所の予算もまだ添付されておりません。おそらくは 3,000 ドル以内ではこの \$7,500 総額は全部では \$7,500 なる訳ですが、ここでいう所の \$500 私が減額し、\$500 がないために意図する仕事が出来ないと云うふうなもしす直感してそういうふうな指摘される所があるんだつたら御説明願います。

市長～予算書に発足すればこういうふうなことをやるんだ。それには予算はこれだけだと云う予算書を作つてありますのでこれは本来までやる予定で作られておりますので始めからこれは、これだけは本年度は出来ないからと云うことであれば始めからこの予算は除くことになるのであります。三市村の集り又政府の集りで本年度でそれだけの仕事をやると云う予定で予算は作つてありますのでこれを出来ないとは今云えないんじやないかと思うのであります。

18 番～お伺い致しますが、残された期間と云うのは 3 ～ 4 ヶ月しかございませんが、この \$500 の減額によつて、もちろん即答は出来かねるかと思う訳ですが、一応は意図した所を仕事が支障があるかどうかは云える問題だと思います。そこで最初の合併促進協議会予算案も最初の \$7,000 で予算編成されたんだつたと思います。そう云うことからすると 500 ドルまでは減額されるまでの必要があるんだと云うことも云えるかと思うんですが、しかしながら考えなしに後 3 ヶ月そこからの期間に果してその完全な

る予算執行が出来るかと云うことを考えました場合に私はあえて\$500の減でも保障はないんじやないかと云ふように考える訳であります。その辺について市長さんのご見解ですね。もう一つつけ加えますが、結局は合併促進協議会を発足させる意圖そのものに充分に生かされておるんだと云うふうな見解に立っております。そういうふうなことになりますので今後その予算に基づいて、いわゆるそういうことにに基づいての予算編成も可能じゃないかと云うふうに考えております。そこでもう一つ、その前に微税費であります。これも先程強調して申し上げましゃ様に現在でさえも、その微税率が悪いと、尚そのものから\$1,000余りも減額して、いわゆる合併促進協議会なるものの予算に当たると云うことは不可解であります。もちろん不可解と申し上げますのはまだ時期もこれからございます。そういうふうな観点に立ちまして\$500削つむからということとて所期の目的には何んら變りはないと思います。そういうことでその範囲で予算編成は出来ないものかどうか、もし出来ないとすれば最初おつしやる様にそのままでしたい訳ですが、そういう所の考え方方に立つての私の質問でございます。それについて御説明願います。

市長～促進協議会の予算は三市村の長並に政府が集つてこれを作ると云うことになつておりますのでこれを具今工事審議員がおつしやる様に後3ヶ月しかないねんから\$500は減額しようと云うことであれば、三市村集つてこれの又予算の編成替えが必要であつてこそで\$3,000の予算をすぐ\$2,500の予算しか出来んだろうと云つて、これを減額する訳にはいかないであります。それからもう一つには先からこの微税費の方が減額になつてゐるのでこれを割りたくないと云うことありますが、課長の現在の計画でこの程度の不規則は山そうだとこれより又その他にもし課長として是非この3ヶ月間でやらなければならぬ仕事が出た場合には、この間に先きおつしやられる所の予備費から持つていつてもこの仕事は遂行した

る予算執行が出来るかと云うことを考えました場合に私はあえて \$500 の減でも支障はないんじやないかと云ふうに考える訳であります。その辺について市長さんのご見解ですね。もう一つつけ加えますが、結局は合併促進協議会を発足させる意図そのものは充分に生かされておるんだと云うような見解に立っております。そういうふうなことになりますので今後その予算に基づいて、いわゆるそういうことに基づいての予算編成も可能じやないかと云うふうに考えております。そこでもう一つ、その前に微税費であります。これも先程強調して申し上げました様に現在ざさえも、その微税率が悪いと、尚そのものから \$1,000余りも減額して、いわゆる合併促進協議会なるものの予算に当たると云うことは不可解であります。もちろん不可解と申し上げますのはまだ時期もこれからございます。そういうふうな観点に立ちまして \$500 削つたらということと所期の目的に何ら變りはないと思います。そういうことでその範囲で予算編成は出来ないものかどうか。もし山來ないとすれば最初おつしやる様にそのままにしたい訳ですが、そういう所の考え方方に立つて私の質問でございます。それについて御説明願います。

市長～促進協議会の予算は三市村の長並に政府が集つてこれを作ると云うことになつておりますのでこれを只今 18 番議員がおつしやる様に後 3 ケ月しかないねんから \$500 は減額しようと云うことであれば、三市村集つてこれの又予算の編成替えが必要であつてこそ \$3,000 の予算をすぐ \$2,500 の予算しか出来んだろうと云つて、これを減額する訳にはいかないであります。それからもう一つには先からこの微税費の方が減額になつてゐるのでこれを削りたくないと云うことありますが、議長の現在の計画でこの程度の不用額は山そうだとのれより又その他にもし議長として是非この 3 ケ月間でやらなければならぬ仕事が出了場合には、この時には先きおつしやられる所の予備費から持つていつてもこの仕事は遂行した

いとこう思つております。

議長～外にありませんか、外にない様でありますので質疑を終ることに御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので質疑を終り討論を行います、

18番～私の出しました原案の一部修正案に賛成であります、賛成の趣旨はこの趣旨説明の所で詳しく述べてありますので省きます、そこで順次くぼこの修正案を溝場一致可決されることを御協力願いまして賛成致します、

1番～只今の修正案へ反対致します、理由は市長の答弁によつて市長の意圖する仕事が執行不能となる事が明白でございます、よつて修正案に反対致します、

議長～外に御意見がない様でありますので討論を終りたいと思ひますが、御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので討論を終ります、18番の申里議員提出の「原案の一部を修正する案」を否決付します、本修正案に賛成の方挙手願います、

議長～賛成少数でありますのでよつて本修正案は否決されました、再び原案に戻りまして原案に対する討論を求めます

3番～原案に反対であります、先程修正案が出されましを様にこの政府の補助金自体が来てから出しても先きの市長の説明によりまして政府支山金が補助金がなかつたら執行出来ないと、しかし来て納めて執行やられる意思がある

いとこう思つております。

議長～外にありませんか。外にない様でありますので質疑を終ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので質疑を終り討論を行います。

18番～私の出しました原案の一部修正案に賛成であります。賛成の趣旨はこの趣旨説明の所で詳しく申し上げてありますので省きます。そこで願わくばこの修正案を溝場一致可決されることを御協力願いまして賛成致します。

1番～只今の修正案に反対致します。理由は市長の答弁によつて市長の意図する仕事が執行不能となる事が明白でございます。よつて修正案に反対致します。

議長～外に御意見がない様でありますので討論を終りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので討論を終ります。18番の中里議員提出の「原案の一部を修正する案」を表決付します。本修正案に賛成の方挙手願います。

議長～賛成少數でありますのでよつて本修正案は否決されました。再び原案に戻りまして原案に対する討論を求めます

3番～原案に反対であります。先程修正案が出されました様にこの政府の補助金自体が来てから出しても先きの市長の説明によりまして政府支山金が補助金がなかつたら執行山來ないと、しかし来て始めて執行やられる意思がある

のだとあえて前もつて予算に計上する必要はないと言ふ
面でこの案件全体として反対であります、

1番～原案に賛成致します。本会期中におきまして本議会は合併促進協議会の促進の基礎を出しておりますが、それに伴う予算が\$3,000計上致しておりまして、その内\$2,500を政府の補助金更に\$500を本年度中において不用とみなされておる、微税獎勵費から充当されております。これは不用と見なされている額は当然わかつている時点に追加更正するのが執行上の立場でありますと何んら執行者が不用と見なされている額に対して我々が手をつける必要は毛頭ないと思ふござります。よつて本原案が執行部の意図する仕事を充分に達成出来るものとして賛成致す次第でございます。

16番～結論から申し上げます、原案に反対でございます。貝今委員では議会が微税面の強化と云ふことを十二分にうたいながら又市長の前の答弁には補助金がなければ市町村合併促進勧誘会を発足させないと云ふふうなことでこの案件自体が微税がまだ3ヶ月間を微税のどこかに始つて充分に思想の強化と云ふ面にはかかると思ふんで、そういういつた面でこういうふうな強化をせからずに市町村合併促進協議会の予算の適用に持つていくと云ふことに對して今まで議会が取つた処置と全く相反するものでございますので、原案に反対でございます。

議長～外に要つた御意見がない様でありますので、討論を終ることに御異議ございませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議ございませんので討論を終ります。

議長～日程第7の議案第8号、1965年度宜野湾市入才島追加更正予算案に對して表決を行ひます。

のだとあえて前もつて予算に計上する必要はないと云う面でこの案件全体として反対であります。

1 番～原案に賛成致します。本会期中におきまして本議会は合併併促進協議会の促進の基礎を出しておりますが、それに伴う予算が\$3,000計上致しておりまして、その内\$2,500を政府の補助金更に\$500を本年度中において不用とみなされてある。微税奨励費から充当されております。これは不用と見なされている確は当然わかつている時点に追加更正するのが執行上の立場でありまして何んら執行者が不用と見なされている額に対して我々がケチをつける必要はけ頭ないと思ふう訳でございます。よつて本原案が執行部の意図する仕事を充分に達成出来るものとして賛成致す次第でございます。

16番～結論から申し上げます。原案に反対でございます。只今まで議会が微税面の強化と云うことを十二分にうたいながら又市長の前の答弁には補助金がなければ市町村合併促進協議会を発足させたいと云うふうなことでこの案件自体が微税がまだ3ヶ月間を微税のどこかに持つて充分納思想の強化と云う面にはかかると思うんです。そういうふうな強化をこれから市町村合併促進協議会の予算の運用に持つていくと云うことに對して今まで議会が取つた処置と全く相反するものでございますので、原案に反対でございます。

議 長～外に変つた御意見がない様でありますので、討論を終ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので討論を終ります。

議 長～日程第7の議案第8号、1965年度宜野湾市才入才出追加更正予算案に對して表決を行います。

限法が合併促進法というのがやがて期限切れになりますが、この現在あの法自体がサル法であつて何等予算の裏付けがない法律であつて現在その差を改正しようという面で今立法院でも審議されておる。この法が出来て後そういう委員会を発足しても~~まだ~~遅れないという面で本署に反対するものであります。

19番～結論から申し上げますと、本案件に対して賛成でございます。成程本市の都市計画は今まで計画の段階であります、今後実施の段階に移ろうとしている段階でございます。その場合において計画の段階において既に地域がせまいが故に下積みに会つたという現実がござりますが、これは今後区画整理に入った場合一番大きい問題としてとび出して來るのが公園の問題だところいうふうに考へる訳でございます。それと同時に果して本市の現在の面貌で今後非常に大きな観光施設の誘致が果して可能かどうかといった場合に、この用地自体が他市村に取られなくちやいけないといった様な現実の考へとしても既にこの地域を広げなくちやいけないといった様な問題に到達する訳でございます。成程都市計画というものは百年の大計と申します。しかばふくれ上がりつてどうにもならないといった様な状態になつて始めて合併を打ち出すといった様な考へ方にやなくして、現時点において、即ちよい時期早い時期において計画といいうものは完全なる計画~~を持べきである~~を持つべきであると、こういうふうなことを考へる訳でございます。合併促進協議会が出来ることによつて合併のものがすぐ出来るという様な前提は何もないのですけれども、一応本市の置かれている現状、かつ又将来ということに思いを致す場合、速やかに本委員会を促進させまして、その結果によつて詳しいわゆる宜野湾市の未来ぞうということを実現させたいという意味において賛成であります。

9番～結論からいいますと反対であります。施政担当者の答

限法が合併促進法というのがやがて期限切れになりますが、この現在あの法自体がザル法であつて何等予算の裏付けがない法律であつて現在その法を改正しようという面で今立法院でも審議されておる。この法が出来て後そういう委員会を発足してもあうて遅れないという面で本案に対して反対するものであります。

19番～結論から申し上げますと、本案件に対して賛成でございます。成程本市の都市計画は現在まで計画の段階であります、今後実施の段階に移らうとしている段階でございます。その場合において計画の段階において既に地域がせまいが故に下積みに会つたという現実がござりますが、これは今後区画整理に入つた場合1番大きい問題としてとび出して来るのが公園の問題だところいうふうに考える訳でございます。それと同時に果して本市の現在の面積で今後非常に大きな観光施設の誘致が果して可能かどうかといった場合に、この用地自体が他市村に求めなくちやいけないといった様な現実の考え方としても既にこの地域を広げなくちやいけないとといった様な問題に到達する訳でございます。成程都市計画というものは百年の大計と申します。しかばふくれ上がりつてどうにもならないといった様な状態になつて始めて合併を打ち出すといった様な考え方方じやなくして、現時点において、即ちよい時期早い時期において計画というものは完全なる計画であることを考へ画を持つべきであると、こういうふうなことを考える訳でございます。合併促進協議会が出来ることによつて合併のものがすぐ出来るという様な前提は何もないのですけれども、一応本市の置かれている現状、かつ又将来ということに思いを致す場合、速やかに本委員会を促進させまして、その結果によつて詳しいわゆる宜野湾市の未来ぞうということを実現させたいという意味において賛成であります。

9番～結論からいいますと反対であります。施政担当者の合

議長～原案に賛成の方举手願います。

議長～賛否同数であります、よつて本案は否決致します。

議長～暫休憩致します、(午後7時23分)

議長～再開致します、(午後7時4分)

議長～本日を神ちまして全員が終了致しましたので第23回
定期会を開じることに致します、尚本日は長時間慎重に
審議頂きまして誠にありがとうございました。

議長～＊＊＊ 会＊＊＊(午後7時25分)

上記会議録の次第は、書記が記載したものであるが、その内容
○正確であることを証するためここに署名する。

1965年5月10日

宣野市議会議長

議事録署名議員 石田英一

議事録署名議員 伊佐真得

議 長～原案に賛成の方挙手願います。

議 長～賛否同数であります。よつて本案は否決致します。

議 長～暫休憩致します。(午後7時23分)

議 長～再開致します。(午後7時 4分)

議 長～本日を持ちまして全日程が終了致しましたので第23回定例会を閉じることに致します。尚本日は長時間慎重に審議頂きまして誠にありがとうございました。

議 長～*** 会*** (午後7時25分)

上記会議録の次第は、書記が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

1965年 〇月〇日

宜野湾市議会議長

議事録署名議員 石田英一

議事録署名議員 柳祐真得